

私たちは呼びかけます！

全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護士連絡会
国立療養所菊池恵楓園入所者自治会

菊池事件について国民の1人として裁判所に再審請求をしませんか？

本年2月26日、菊池事件違憲国賠訴訟に対して、熊本地裁で画期的な判決が出されました。

そもそも、菊池事件とは戦後の「無らい県運動」（市民を巻き込んでハンセン病患者を意に反してでも療養所に入れようとする全国的な運動）の激しい中で、1951、1952（昭和26、27）年に起きた事件です。

F氏は衛生課職員にハンセン病患者とみなされたため、療養所に入所させられることになったので、そのことを逆恨みにして殺害したものと決めつけられました。F氏は一貫して無実を訴えましたが、「特別法廷」において、ずさんな証拠とずさんな手続きで死刑判決が出された事件です。再審請求を繰り返し行いましたが、再審請求が棄却された翌日に死刑執行されたえん罪事件です。

上記の熊本地裁判決では、菊池事件の審理が憲法13条や14条1項に違反していたことが明確に認められ、さらに憲法37条1項及び82条1項にも違反する疑いがあることも指摘されました。当時のハンセン病に対する凄まじい偏見差別が憲法違反をも引き起こしたといえるでしょう。

そこで、本年7月1日に検察庁に再審請求をするように求めましたが、検察庁は憲法違反を是正しようとはしません。

ハンセン病に対する偏見差別は国家政策がもたらした誤りであったとはいえ、その偏見差別をしたのは私たち社会であり、社会の一員として、私たちはハンセン病に対する偏見差別を取り除く責務があるものと考えます。

また、憲法違反の刑事裁判を放置することは、日本国憲法を蔑ろにする行為であるとも言えます。憲法を守ることができず、ハンセン病に対する偏見差別による裁判を追認するかのような検察官に頼ることはできません。

このたび、国民という立場から、裁判所に対し菊池事件の再審を行うよう求めていくしかないと考えに至りました。この再審請求は、刑事訴訟法上で明文の規定がない「国民」という立場で行うものであり、請願権（憲法16条）としての要素が強いものですが、前例のない闘いとなります。

そのため、これを裁判所に認めさせるためには、できる限り多くの方に請求人として名を連ねていただき、この請求が国民全体の意思であるということを示す必要があるものと考えます。

そこで、この再審請求に同意し再審請求人となろうとする方を募ることにしました。皆様のご参加お待ちしております。

2020（令和2）年9月吉日